

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
福島県伊達郡国見町
- 2 構造改革特別区域の名称
国見どぶろく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
福島県伊達郡国見町の全域
- 4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

国見町（以下「本町」という。）は、福島県の中通り地方の北端に位置し、東西9.5km、南北7.4kmで、面積37.95km²である。北は宮城県白石市、東は阿武隈川を挟んで伊達市、南は桑折町と隣接する。県都福島市からは約16.5kmの距離にあり、仙台市、山形市、郡山市からそれぞれ60km圏内の距離にある。

地勢は、奥羽山脈と阿武隈山地に挟まれ阿武隈川水系により形成された福島盆地（信達盆地）の北縁部に位置し、白河から福島にかけて盆地が連なる中通り地方の北端を形成している。町の北部には標高600から700mの山塊が連なり、南には阿武隈川が流れ、その間には山麓付近の丘陵地形、標高60から70mの台地状の平坦面、阿武隈川沿いの下位段丘には自然堤防による微高地の多様な地形が広がる。それらの地形を縦貫する様に、阿武隈川に向かって小河川が流れ、流路には小さな谷の地形や河岸段丘が形成されている。阿津賀志山から町北東部の貝田地区周辺にかけて、東西両側から山々が迫り、広々とした平野部からわずかな平地地形へと転換する。

(2) 気候

東西に広い福島県は、会津地方、中通り地方、浜通り地方と、気候も全く違う。会津地方は寒さが厳しく豪雪地帯となるが、浜通り地方は冬でも雪はあまり降らず比較的暖かい。中通り地方は南北に長いために、地域により寒暖差があり阿武隈川の西に位置する地区は雪が降りやすい。本町は中通り地方の最北端に位置し、内陸性気候の特徴が混じった太平洋側気候である。

年間平均気温は12.8℃で、7月から8月の夏期は、最高気温35℃前後まで上がり、湿度も高く盆地特有の蒸し暑さが続く。一方で、12月から2月には氷点下7℃前後まで気温が下がり、降雪も中通り南部と比べると多いほうである。年間降雨量は、900～1,000mmで雨量は少ない。

(3) 人口

本町の人口は平成27年（2015）10月1日時点で9,512人となっている。昭和60年（1985）以後人口は減少を続け、30年間で2,498人が減少するとともに、1万人を下回ることとなった。世帯数は同じ期間で418世帯増加しており、1世帯当たり平均で4.2人から2.9人に減少し、核家族化の傾向が顕著となっている。年齢階層別人口では、15歳未満

の年少人口は平成27年（2015）で10.0%、昭和60年（1985）と比較すると約半分となり、年齢65歳以上の老年人口は倍増しており、少子高齢化が深刻な問題となっている。

（4）産業的特性

本町の産業は、古くから農業が基幹産業であり、主な平地には水田が広がる。ほとんどの農家が米の生産を行っており、現在の主な作付け銘柄はコシヒカリで、県下でも良質な米であることから、種もみとして生産する農家も多い。

昭和初期に、保存・品質性を高める硫黄燻蒸あんぼ柿（干し柿）製法が確立し、本町でも盛んに製造されるようになった。硫黄燻蒸をしたあんぼ柿（干し柿）は、これまでの干し柿とは違い、ゼリーのような食感であり、見た目もあめ色が美しく商品価値が高い。また、昭和30（1955）年代後半には、桃栽培に適した本町の地質を生かし、桃を作付けする農家が増加した。現在では全国9位、県内3位の出荷量を誇り、「あかつき」が主力品種である。

一方、産業全体では人口の減少に伴い、産業構造別就業者数の総数も減少傾向にある。昭和60年（1985）以後、平成2年（1990）の6,517人をピークに、平成12年（2000）まで6,000人前半を維持していたが、平成27年（2015）現在は4,784人まで減少している。

第一次産業の就業者数は昭和60年（1985）に1,873人となっていたが、以後減少を続け、平成27年（2015）現在は796人となって、半数以下にまで落ち込んでいる。

第二次産業の就業者数は昭和60年（1985）以後、平成2年（1990）の2,430人をピークに、平成12年（2000）まで2,000人前半を維持していたが、平成17年（2005）の統計で急激に数を減らし、平成27年（2015）現在は1,302人まで減少している。

第三次産業の就業者数は昭和60年（1985）に2,311人であったが、平成17年（2005）年に2,846人となるまで増加を辿り、以後、平成27年（2015）現在は2,660人まで減少している。

構成比を見てみると、昭和60年（1985）は各産業が3割前後の構成比となっていたが、上記の就業者数の増減を経て、平成27年（2015）現在は、第一次産業が16.7%、第二次産業が27.2%、第三次産業が55.6%となっている。第一次、第二次産業の就業者減少が顕著であり、この結果、第三次産業は微増ながらも構成比が50%を越える結果となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では国道4号線沿いに平成29年（2017）5月にオープンした東北最大級の道の駅「国見あつかしの郷」を拠点とした交流人口の拡大を図っており、当町を訪れる観光客数は確実に伸びている。平成30年度（2018年度）には、「くにみ農業ビジネス訓練所」が完成し新たな農業担い手育成、グリーンツーリズムの拠点として今後の活用が期待されている。しかし、本町では宿泊施設や飲食施設の数が少なく、本町を訪れた方の滞在時間が短く、消費金額も少ない等の問題を抱えている。

このことから、本特例措置を活用することにより、農家レストランの開業や農家民泊の開業が増えることで、より多くの観光客を受け入れることが可能となり、また、濁酒を活用した商品開発等により産業の活性化、地域住民と観光客との交流の広がり生まれ、本町へのリピーターの増加により地域の活性化に繋がるものと期待される。

本町では農業従事者のほとんどが水田耕作経営農家であり、本計画は農業と観光

における新たな地域活性化の要素として重要な意義を持つものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造計画特別区域法の特例措置による本計画は、基幹産業である農業を中心とした地域活性化を目指すものであり、本町には国指定史跡の阿津賀志山防塁や国道4号線沿いに位置する道の駅国見あつかしの郷などに年間を通して多くの来訪者があることから、町内産の米から製造した濁酒の提供・販売をすることにより、町内産の米の魅力由来訪者へ印象付けるとともに、町内における消費額増加につなげる。

また、地域内での地場産品の消費拡大を推進するほか、町内産の米に新たな付加価値をつけ、農業経済の安定、生産意欲の拡大と所得の向上を図るとともに、道の駅及び農業ビジネス訓練所を核とした滞在型観光による本町のグリーンツーリズムを発展させ、本町の食文化や農業体験をしてもらうことにより、ファンやリピーターを増やすことに繋げる。

このことにより、交流人口の増加、農産物の消費・販路拡大、農業・観光の活性化へとつなげ、雇用機会の創出と新たな担い手の確保を図ることを目指す。構造改革特別区域内において、こうした取り組みを推進していくことにより、濁酒を新たな地域の魅力として位置付け、活力ある地域の形成に繋げていくことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本町は、農業を基幹産業としているが、東日本大震災による原発事故の風評被害を完全に払拭することはできていない状況にある。風評による影響が拭いきれない状況のなか、農業経営の安定を図るためには、農産物に付加価値を付けて販売し農業収入を上げるほか、農業外収入を確保していく必要がある。

本計画の実施により、米を活用した濁酒造りや地域内で生産された農作物を材料とした郷土食の提供が進み、地域内での地場産品の消費拡大が見込まれるとともに、米に新たな付加価値がつき農家の生産意欲の拡大と所得の向上を図ることが期待できる。

また、道の駅「国見あつかしの郷」の新米発表イベントや町の産業祭とタイアップして、濁酒及び濁酒を使った商品を提供することにより、交流人口の増加が期待できる。

濁酒の提供は新たな観光資源として期待され、グリーンツーリズムの推進や農家レストラン・農家民泊の起業による農業の6次化産業化や、郷土食の食材提供とともに地域農産物の利用拡大が推進され、農産物の消費拡大によって農業所得の向上と観光客の増加も見込まれる。

本計画をきっかけとして農業と観光が結びついた取組みが一層進展するものと考えられ、地域に与える経済的な波及効果は大きい。

(1) 新規起業の推移

区分	2019年度 (実績)	2021年度 (見込)	2023年度 (見込)
農家民泊・農家レストラン開業件数	0件	1件	2件
濁酒製造業者	0件	1件	2件

(2) 観光客入込数等の推移

区分	2019年度 (実績)	2021年度 (見込)	2023年 (見込)
観光入込客数 (道の駅、イベント等来場者数)	1,549,000人	1,626,000人	1,707,000人

うちグリーンツーリズム来客数	0人	50人	100人
----------------	----	-----	------

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

- 1 特定事業の名称
707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、レストラン、飲食店等）を営む農業者（以下「特定農業者」という。）で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

- 4 特定事業の内容

- ①事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

- ②事業が行われる区域

福島県伊達郡国見町の全域

- ③事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

- ④事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために、濁酒を製造する。

- 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

この特例措置を活用し、濁酒を製造し農家レストラン等で提供することで来訪者との交流が図られ、本町の地域資源を町外へ発信していくことに繋がる。また、濁酒製造への取組みは、農家副収入の一つの手段となり、濁酒と併せて地元食材使用した料理を提供することにより、地産地消の推進に寄与するとともに、交流人口の拡大や地域の活性化に結びつくことから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により特定農業者が酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するため制度内容の広報・周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。